先着順売払について

１　先着順売払	先着順売払とは、申請の先着順により売却の相手方を決定する方法です。表示している売却価格にて売却いたします。 （申請の受付期間） 令和９年１月１２日（火）～ 令和９年２月１８日（木）

２　申　　請	１　ご希望の土地が先着順売払対象物件となっていることをホームページ又は電話等でご確認ください。 ＊すでに売却済みの場合等はご了承ください。 ２　財政・変革局 アセットマネジメント推進室 財産活用推進担当（小倉北区城内１番１号　北九州市役所庁舎６階）にお越しください。 ＊受付は、日曜日、土曜日及び祝日等、閉庁日を除く毎日午前９時から午後５時まで（正午～午後１時を除く）です。 ＊印鑑（みとめ印でも可）を持参してください。法人の場合は代表者印を持参してください。 ＊本人確認のため、提出に来られる方の顔写真付きの身分証（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。 ＊電話予約や郵便など、他の申請方法での受付は行いません。 （委任状により委任を受けた代理人による申請は可能です。） ３　担当者から説明を受けた後、所定の市有財産買受申請書（先着順売払）を提出していただきます。 ＊先着順売払物件買受資格をご確認ください。 ＊添付書類として、個人の場合は住民票の写し、法人の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び役員一覧が必要となります。 ＊買受資格の確認のために必要な官公署へ照会後、確認通知を発送します。 ＊受付開始時に複数の申請者がある場合は、くじによる抽選となります。

３　契約締結	申請者は買受資格確認通知日から２０日以内に売却価格の１割以上の代金を契約保証金として納付し、売買契約を締結していただきます。 ＊契約がなされない場合、その申請は失効します。 ＊申請者が売買代金を納入しないときは、契約保証金は返還いたしません。 ＊売買契約書に貼付する収入印紙は、購入者の負担となります。

４　売買代金の納付	契約日から３０日以内に全額一括納付していただきます。 ＊契約保証金を売買代金の一部に充当することができます。

５　所有権の移転等	１　売買代金を完納したときに所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡したものとします。 ＊土地は現状有姿のまま引き渡します。 ２　所有権の移転登記は北九州市が行い、登記完了後には登記識別情報通知をお渡しします。 ＊市が嘱託登記するため、所有権移転登記の手続費用は必要ありません。 ＊所有権移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。